

民間賃貸住宅借上げの受付期限 8月31日(水)まで

宮城県では、震災により応急仮設住宅の入居資格を有する方で、既に個人で契約した（または契約予定の）民間賃貸住宅について、その住宅を借上げ、応急仮設住宅扱いとして入居者の方に提供しています。

市では受付窓口を開設していますが、受付期限を8月31日(水)とし、窓口を同日の午後5時で終了します。

なお、特別な事情（入院、県外避難等）により申し込みが受付期限までにできなかった方は、当分の間、生活再建支援室（市役所3階）で受け付けを継続します。

窓口開設日時 8月31日(水)まで（平 日） 午前8時30分～午後5時

（日曜日） 午前9時～午後1時 （土、祝日は除く）

窓口開設場所 市役所3階多目的ホール

☎ 生活再建支援室 ☎95-1111

石巻市震災被災者就労支援事業(宮城県緊急雇用創出事業)

◇参加者募集

市では、被災された方々の雇用の場を確保するため、被災者の方を対象に、市内企業（派遣先企業）でのOJTや就業体験を通して、早期の就職につながるよう人材育成を図るとともに、地元企業での正規雇用を前提とした雇用に結びつくよう支援する事業を実施します。

対象者

- ・震災時、石巻市内に住所を有し、その影響により離職を余儀なくされた方または求職者（震災の影響により、内定が取り消された学卒未就職者を含みます）
- ・震災に伴い、廃業または休業を余儀なくされ、収入がない自営業者や農林漁業者の方

採用予定人数 ・30歳未満の若年者 30人 ・30歳以上の社会人経験者 70人 計100人

雇用期間 9月から順次受け入れを開始（最長：平成24年3月31日まで）

賃 金 時給950円～1,500円（派遣先企業によって異なります）

☎ [受託事業者] 震災被災者就労支援事業事務局(株)インテリジェンス
☎0120-988-262(午前10時～午後6時)

◇参加事業者募集

市では、被災された方々の雇用の場を確保するため、市が委託する人材派遣会社が被災者の方を雇用し、市内事業者との調整を行った上で派遣もしくは紹介予定派遣を行う事業を実施します。

震災による業績悪化の回復または事業拡大のため、将来性のある若者や即戦力のある人材を活用できるメリットがあります。また、期間中の人件費、派遣料金等の負担は一切ありません。

ぜひ、新たな人材の活用をご検討ください。

対象事業者

- ・市内に事業所を有する法人または個人事業者の方
- ・労働者派遣法第4条に定める業務（港湾運行業務・建設業務・警備業務・医療関係業務等）以外の職種を営んでいる方
- ・直接雇用を前提とできる勤務内容を予定している方 など

派遣可能人数 1事業者あたり最大5人

☎ [受託事業者] 震災被災者就労支援事業事務局(株)インテリジェンス
☎0120-373-282(午前10時～午後6時)

公共下水道事業および農業集落排水事業ならびに浄化槽事業の負担金(分担金)の納期を変更します

毎年8月に送付していた下水道事業負担金(分担金)の納入通知書について、今年は、震災の影響から9月に発送します。なお、納期限は次のとおりです。

第1期 平成23年10月31日 第2期 平成23年11月30日

第3期 平成24年1月31日 第4期 平成24年2月29日

※震災で半壊以上の被害を受け、負担金(分担金)の納付が困難な方は、1年間の徴収猶予措置があります。

徴収猶予申請書は、納入通知書に同封しますので、申請を希望される場合は、り災証明書(コピー可)を添付してください。

☎ 下水道課(内線5696・5694)・各総合支所地域振興課

応急仮設住宅の建設計画(最終)

★新規申込受付および地区変更は、6月25日付けで終了しました。

★旧市内(東部・西部地区)における建設戸数が終了します。

◎今回の抽選対象は下記のとおりです。なお、入居可能世帯数につきましては、若干の変更が生じることがありますので、ご了承ください。

※印の建設地は、全て2DKタイプとなることから、1人世帯の方にも2DKを提供し、4人以上の世帯の方については、2DKを2戸提供します。ただし、家電等につきましては1セットのみの提供となりますので、ご了承ください。

地区	建設地	入居可能世帯数			完成予定	抽選予定日	抽選対象地区	
		合計	1DK (1人用)	2DK (2~3人用)				3K (4人以上用)
本 市	※大橋地区	150	未定	未定	8月下旬	8月17日	旧市内東部	
	青葉西民有地	25	2	14			9	旧市内西部
	サンファン館駐車場	10	未定	未定			未定	旧市内西部
河南	曾波神前地区	15	未定	未定	8月下旬	建設終了次第	河南地区	
牡 鹿	後山地区	11	未定	未定	8月下旬	建設終了次第	牡鹿地区	
	鮎川浜地区	65	未定	未定				未定

◆旧市内抽選対象地区 【東部地区】湊・鹿妻・渡波・稲井・荻浜・田代地区および当該地区に地区変更された方
【西部地区】上記「東部地区」以外の地区および当該地区に地区変更された方

◇抽選 抽選方法 公開抽選 【本庁分】市役所5階「市民サロン」午前10時30分～ 【総合支所分】各総合支所午前10時30分～

◇河南、河北および桃生地区の仮設住宅へ希望される方について

既に申し込みされている方の中で、河南、河北および桃生地区の仮設住宅に入居希望される方は、随時受け付けしています。

受付場所 市役所5階 建築課窓口または、電話(☎0225-95-1111)

受付時間 平日 午前9時～午後4時(祝日除く)

◇その他 ・被害状況が全壊の世帯を優先して抽選を行っています。
・抽選時における、避難所または避難所以外の方としての優先適用はしていません。
・『住宅の応急修理制度』および『民間賃貸住宅の応急仮設住宅への切り替え制度』をご利用される方は、応急仮設住宅へは入居できません。

問 建築課(内線5668)

福島第一原子力発電所事故による放射線の影響

本市への影響について、次のとおり放射線量の測定を行い監視しています。測定の結果、空間放射線量は健康に影響を与えるレベルではありませんでした。測定は今後も定期的に行います。

空間放射線量の測定結果

※測定結果の詳細は本市ホームページおよび宮城県ホームページに掲載しています。

測定箇所	測定結果	地上高
石巻駅前にぎわい広場	0.07~0.08マイクロシーベルト/時	1.0m
市立小中学校、市立高校、市立幼稚園	0.05~0.21	幼稚園、小学校は50cm 中学校、高校は1.0m
市立保育所、私立幼稚園、私立保育園	0.06~0.13	50cm

水道水 石巻地方広域水道企業団では水道水を測定し、国の規制値を下回っていることを確認しています。
※詳細は石巻地方広域水道企業団のホームページをご覧ください。

牧草 県内では、3月11日以降に収穫保管した牧草の乳用牛・肥育牛への給与および放牧について自粛要請が行われていましたが、石巻管内は6月2日の測定を受けて自粛要請が解除されています。

稲わら・麦わら

県内で原発事故以後に収集された稲わらで、暫定許容値を超える放射線セシウムが確認されたほか、県外に出荷された稲わらからも暫定許容値を上回る測定値が確認されたことから、県内全域で飼料としての給与および敷料の使用の自粛が行われています。

※測定結果は、宮城県畜産課のホームページをご覧ください。

問 防災対策課(内線4157)

被災された事業者の皆さまへのアンケート調査結果

本市の産業・経済を支える事業者の皆さまのうち、被災された事業所の代表者の方を対象に、被災の状況や復旧・再生・発展に向けたアンケート調査を行いました。

お忙しい中ご協力いただいた事業者の皆さまのご意見を、現在策定している「石巻市震災復興基本計画」へ反映させていきたいと考えています。

■アンケート調査の概要

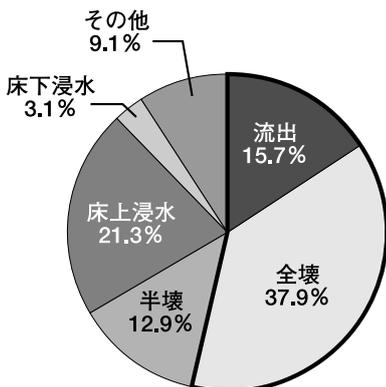
調査実施期間	平成23年5月25日～7月1日
調査対象	石巻市全域で事業を行い、被災された事業所の代表者の方
調査方法	直接配布回収もしくは郵送回収
回答事業者数	770事業所
主な業種業態	小売業153社(19.9%)、サービス業122社(15.8%)、漁業・水産業77社(10.0%)、飲食店68社(8.8%)、製造業65社(8.4%)、建設業46社(6.0%)、水産食品加工業44社(5.7%)、医療36社(4.7%)など

■アンケート調査の結果

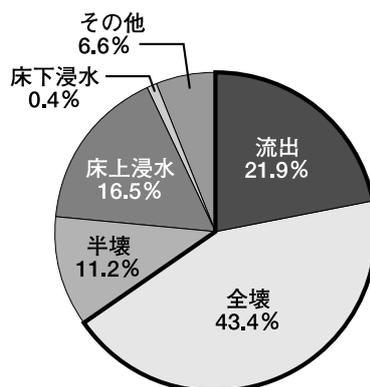
被災の状況

- 被災状況は、流出・全壊した事務所が約5割、工場が約7割弱、店舗が約4割強と工場が最も大きな被害を受けています。また各事業所とも全壊が最も多くなっています。

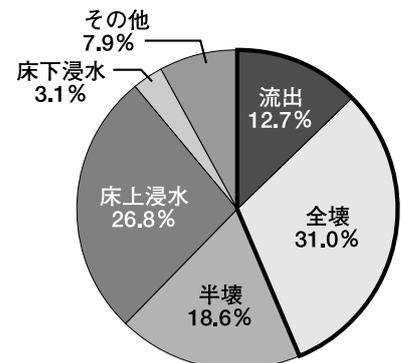
被災状況(事務所)



被災状況(工場)

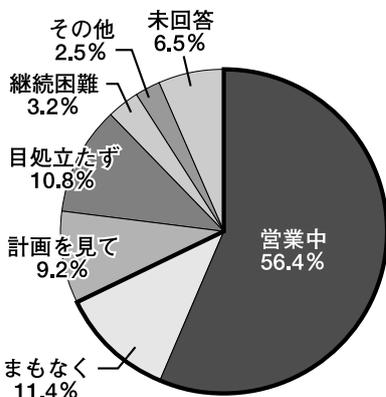


被災状況(店舗)

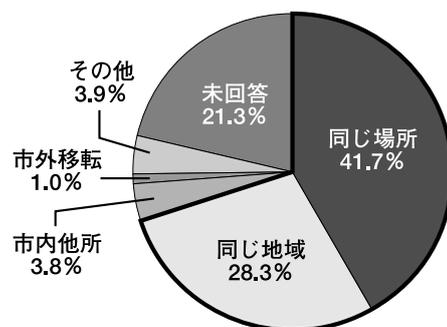


営業再開について

営業の再開



再開の場所

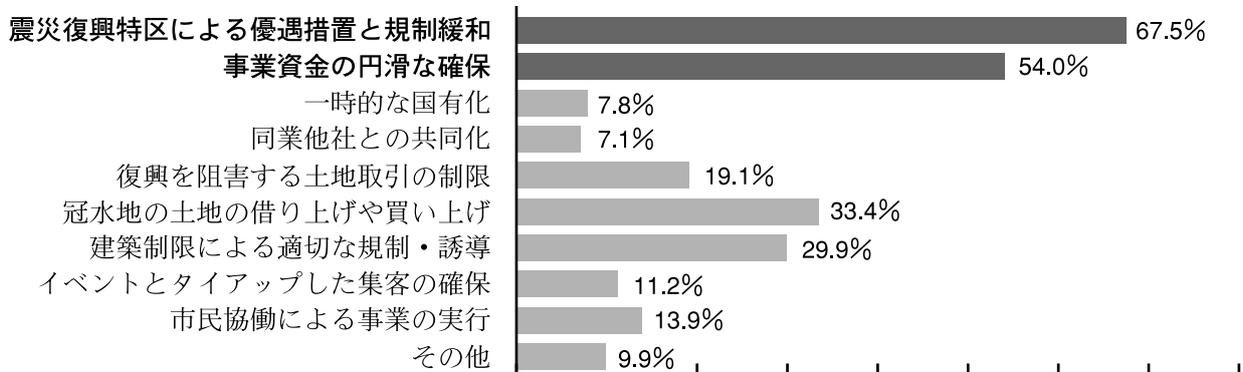


・約7割弱の事業所において営業・生産活動再開の目処が立っていますが、約1割強の事業所が「被害が大きく営業の目処が立たない」、「営業継続は困難」と回答しており、特に漁業・水産業に多く見られます。

・営業再開の場所は、「被災前の場所で営業したい」、「これまでと同じ地域で営業したい」と合わせて約7割の事業所が、大きく場所を移動したくないと考えています。

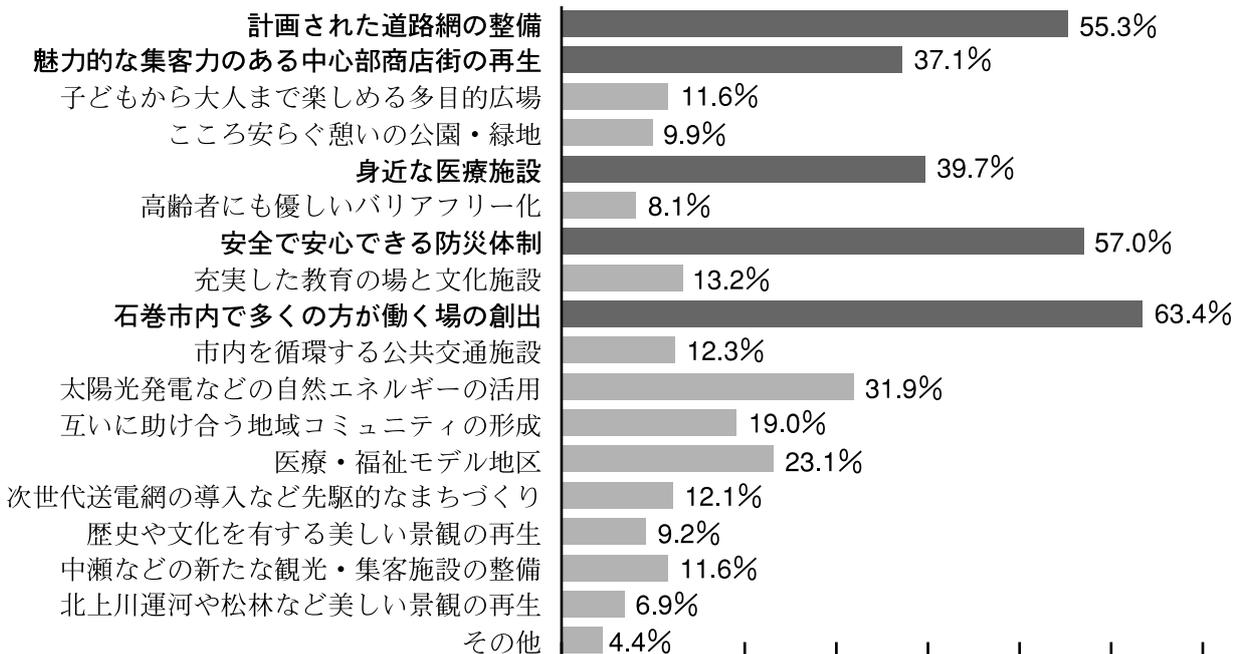
これからの復旧・再生・発展に向けて

産業・経済を今後3年間で復旧させるために必要なこと



・産業・経済を今後3年間で復旧させるために必要なことは、「震災復興特区による優遇措置と規制緩和」と「事業資金の円滑な確保」が群を抜いて多くなっています。

将来の再生・発展のために望むまちづくり



・将来の再生・発展のために望むまちづくりは、「石巻市内で多くの方が働く場の創出」が最も多く、次いで「安全で安心できる防災体制」、「計画された道路網の整備」、「身近な医療施設」、「魅力的な集客力のある中心部商店街の再生」を望んでいます。

その他

- ・事業を続けていくためにいますぐに必要なことは、「再建のための金融支援」が最も多く、2人に1人が営業再開や雇用継続のための資金確保を重要と考えています。
- ・防災体制については、「迅速に避難できる避難路の整備」が最も多く、「自家発電等を備えた避難所の確保」、「高潮や津波から避難できる高さのある建物を確保する」、「市街地の周りを堤防・防波堤で囲む」ことを望んでいます。

問 復興対策室(内線4042)

子ども医療費助成受給資格登録(更新)の手続き

子ども医療費助成受給資格者証は、毎年10月1日が更新日になっています。申請時に所得状況を確認することに同意した受給者の方は、申請書が送付されませんので、ご注意ください。

登録(更新)の対象になる方 市内に住所を有する、平成13年4月2日以降に生まれた子どもの保護者

①申請時に所得状況を確認することに同意した方…手続きの必要はありません。平成23年度所得状況を確認し、9月下旬に、助成対象者には受給者証、非該当者には文書を郵送します。

②上記①以外の方…8月15日(月)に申請書を発送しますので、8月31日(水)までに、必要事項を記入の上、申請してください。

※生活保護を受けている方は手続きの必要はありません。

申請方法

保険年金課、各総合支所市民生活課、各支所で受け付けします。なお、郵便による申請も可能です。その際には申請書に必要事項を記入・押印の上、お子さんの健康保険証の写しを必ず同封し、保険年金課宛てに郵送してください。また、平成23年1月1日現在、石巻市に住所を有していない保護者の方は、前住所地からの所得証明(平成23年度分)または源泉徴収票の写し(平成22年分)も同封してください。

※現在お使いの受給者証は同封する必要はありません。

郵送先 〒986-8501〔住所不要〕 石巻市保険年金課給付グループ 宛て

持参するもの(窓口での申請の場合)

・健康保険証(お子さんのお名前が入ったもの) ・印かん(ゴム印を除く。認印で可)

※平成23年1月1日現在、石巻市に住所を有していない保護者の方は、前住所地からの所得証明(平成23年度分)または源泉徴収票の写し(平成22年分)が必要です。

※所得状況を確認することに同意されない方は、所得証明書等の提出が必要になります。

問 保険年金課(内線2345)・各総合支所市民生活課・各支所

国民健康保険税納税通知書・後期高齢者医療保険料納入通知書をお届けします

震災の影響で送付が遅れていました平成22年度分の国民健康保険税納税通知書・後期高齢者医療保険料納入通知書を次に該当する方へ郵送します。

①国民健康保険税 平成23年1月以降に国民健康保険の加入手続きをされた方

②後期高齢者医療保険料 平成23年2月1日以降に年齢到達・転入等により後期高齢者医療の被保険者となった方

なお、平成23年度分の国民健康保険税納税通知書は9月中旬、後期高齢者医療保険料納入通知書は9月上旬に送付する予定です。

納税通知書等が届かない場合、または不明な点がありましたら、お住まいの地区の国保税担当窓口までお問い合わせください。

※平成22年度後期高齢者医療保険料の第9期納期限は平成23年8月31日に納期延長されています。このため、口座振替で納付している方は同日で振替を行います。

問 保険年金課(内線2337・2338・2339・2342)・各総合支所市民生活課

東北防衛局からのお知らせ

松島飛行場周辺の第一種区域内(※1)に住宅が所在し、引き続き第一種区域内の当該場所に居住を予定する方で、住宅防音工事で設置した冷暖房機、暖房機等および防音建具(外部防音サッシ)が震災により被災し、破損や故障などしている場合、設置経過年数に関わらず、機能復旧工事の助成の対象となります。

機能復旧工事を希望する方は、「住宅防音工事希望届(※2)」に必要事項を記入し、平成24年3月30日(金)までに東北防衛局に提出してください。(※3)

なお、移転の予定が無く、住宅の建て替えを予定されていない方から助成をすることとしています。

詳しくはお問い合わせください。

(※1) **第一種区域**

門脇字明神、字元明神、字捨喰、字元捨喰、字浦屋敷、字中島、字鷲塚、字下鷲塚、中浦2丁目、中屋敷1丁目、中屋敷2丁目、新館2丁目、三ツ股4丁目、重吉町、中島町、西浜町、門脇字元浦屋敷の一部、新館1丁目の一部、新館3丁目の一部、三ツ股3丁目の一部、三河町の一部、潮見町の一部

(※2) 「住宅防音工事希望届」は、東北防衛局ホームページに掲載しています。(ご連絡いただければ、郵送します)

また、東北防衛局、石巻市生活環境部環境課にもあります。

(※3) 希望者数および予算状況により、来年度以降の実施となる場合がありますので、ご了承ください。

申・問 東北防衛局企画部防音対策課住宅防音係 〒983-0842仙台市宮城野区五輪一丁目3番15号 ☎022-297-8216

震災に伴う介護保険料の減免

震災により被災した方で、次のいずれかに該当する場合は、介護保険料の減免を申請することができます。申請には、減免理由によって必要な書類、印鑑を持参してください。

減免理由		減免割合	申請に必要な添付書類
①	主たる生計維持者が死亡した場合	全 額	死亡診断書、死体検案書等の写し
②	主たる生計維持者が重篤な傷病を負った場合	全 額	医師の診断書の写し
③	主たる生計維持者が障害者となった場合	全 額	身体障害者手帳等の写し
④	主たる生計維持者が行方不明となった場合	全 額	行方不明であることを理由として、災害弔慰金の支給を受けたことが分かる書類の写し等
⑤	主たる生計維持者の事業収入等（不動産収入、山林収入または給与収入）が10分の3以上の減少が見込まれる場合（事業収入等に係る所得以外の所得の合計額が400万円を超える者を除く）	前年所得に応じて10分の8、または全額	被災証明書と主たる生計維持者の前年の収入の種類、収入金額および所得金額がわかる書類ならびに世帯に属する全ての被保険者の前年の所得がわかる書類
⑥	住家が全壊した場合	全 額	り災証明書
⑦	住家が大規模半壊または半壊した場合	2分の1	
⑧	福島原発の事故により避難指示等の対象となっている場合	全 額	避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの

◎次の要件に該当する方は申請の必要はありません。

⑥・⑦に該当し、本市の「り災証明書」の交付を受けている方。

ただし、⑦に該当する方で他の減免理由に該当する方は申請が必要となります。

減免申請受付期間

- ・平成22年2月、3月分の介護保険料 8月8日(月)から 午前8時30分～午後5時（土日・祝日を除く）
- ・平成23年度分 納付書を後日(10月初旬予定)送付します。詳細は、市報等でお知らせします。

減免適用期間

3月11日から平成24年3月31日までの間に納期限が設定されている保険料について適用となります。

※減免の適用を受けた方で、既に納付済の保険料がある場合、還付(払い戻し)の通知を後日送付します。

提出場所

市役所2階介護保険課・各総合支所保険福祉課 ※郵送での申請も可能です。

☎ 介護保険課(内線2443・2444・2445)・各総合支所保健福祉課

「災害復興住宅融資」相談会〔石巻〕

お気軽にご相談ください。

と き 8月23日(火)・30日(火)・9月6日(火)・13日(火)・20日(火)・27日(火)

午前10時～午後3時（正午～午後1時を除く）

※相談は1組1時間以内

ところ 石巻商工会議所 1階特設ブース（石巻市立町1丁目5-17）

定員 各日10組(先着順) ※予約が必要になります。 **参加費無料**

※駐車場はありませんので、近隣の有料駐車場を利用いただくか、公共交通機関をご利用願います。

☎・☎ 住宅金融支援機構東北支店営業推進グループ

☎022-227-5035（祝日を除く月曜から金曜午前9時～午後5時）

宮城県仙台市青葉区片平1丁目3-18

住宅金融支援機構(旧「住宅金融公庫」)では、震災により被害を受けられた方が、被災住宅を再建・補修するための災害復興住宅融資について制度の拡充(建設・購入の場合：当初5年間金利0%等)を実施しています。

電話での融資の相談

住宅金融支援機構お客様コールセンター
(災害専用ダイヤル)

☎0120-086-353

※IP電話などをご利用いただけない場合は、☎048-615-0420にお掛けください。
※電話相談は、土曜、日曜も実施します。
(受付時間午前9時～午後5時)



みやぎ北若者サポートステーション〔厚労省委託事業〕

「働きたいけど一歩が踏み出せない」「対人関係が苦手」などの悩みを抱えている若者と保護者を対象とした総合相談窓口です。

また、高校生もしくは高校中退者を対象とした『アウトリーチ事業』も行っていますので、お気軽にご相談ください。

相談日時 月～土曜日(土曜日はイベント・プログラム)
午前10時～午後5時

ところ みやぎ北若者サポートステーション
大崎市古川駅前大通1-5-18 ふるさとプラザ1階

利用料 無料(一部プログラムは有料)

問 みやぎ北若者サポートステーション ☎0229-21-7022

法務局から

法務局では、被災された方の不動産や会社の登記についての相談に応じています。

所有者が亡くなったけど、相続登記は？土地を購入したけど、登記は？建物を新築したけど、登記は？会社の役員変更登記は？こんなときは、フリーダイヤルをご利用ください。

フリーダイヤル ☎0120-227-746

受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分
休日 午前9時～午後4時

問 仙台法務局民事行政部総務課 ☎022-225-5718

労働保険料等の免除の特例

震災により被災された事業主の方は、一定の要件に該当する場合、労働保険料等の免除を受けることができます。

免除の要件

- ・震災により損壊等の被害が生じる等により休業または事業活動を縮小していること
- ・震災発生前の直近の賃金支払月の労働者一人当たりの賃金額と比べて、労働者一人当たりの1カ月間の賃金額が2分の1未満になっていること

問 宮城労働局労働保険徴収課 ☎022-299-8842
石巻労働基準監督署 ☎22-3365

弁護士無料法律相談

仙台弁護士会による無料の法律相談会を行っています。どうぞ、お気軽にご相談ください。

とき 8月31日(水)まで (土日を除く)
午前10時～午後3時

ところ 市役所2階 相談室A

※予約制ではないため、長時間お待ちいただく場合がありますので、ご了承ください。

問 市民相談センター ☎23-5040
秘書広報課(内線4023)

石巻市役所 〒986-8501 宮城県石巻市穀町14-1 ☎0225-95-1111 fax 0225-22-4995

ホームページ <http://www.city.ishinomaki.lg.jp/>

編集/発行 石巻市企画部秘書広報課(内線4025)

次回発行は9月1日の予定です。

印刷/樹松弘堂